

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

教育委員会規則

○市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（三・教育庁総務課）……………1

○市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（四・教育庁総務課）……………1

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第三号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第六十一条の次に次の一条を加える。

（確認）

第六十一条の二 教育委員会は、職員が条例第十七条の三第一項又は第二項の職員たる要件を具備しているかどうかを確認するものとする。

別表第十三の一級地（平成二年一月一日指定）の項中「上檜木内小学校」を「上檜木内小学校」に改め、同表二級地（平成十四年一月一日指定）の項を削る。

平成十八年四月一日指定

皆瀬小学校	湯沢市
皆瀬中学校	〃

湯沢市皆瀬学校給食センター

別表第十三の五平成二年一月一日指定の項中「檜木内小学校」を「檜木内小学校」に、「檜木内中学校」を「檜木内中学校」に改め、同表平成十四年一月一日指定の項

岩館小学校	山本郡八峰町
八田小学校	秋田市

館小学校 山本郡八峰町

に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第四号

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

（趣旨）

第一条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。次条において「条例」という。）第三十二条第三号の規定に基づき、同号に規定する教育委員会規則で定める事務の範囲について定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲）
第二条 条例第三十二条第三号の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。以下この条において「給与規則」という。）第五十七条の三第一項の規定による事実及び扶養手当の月額認定並びに同条第二項の規定による扶養手当認定簿への記載並びに同条第三項（給与規則第五十七条の四後段において準用

- する場合を含む。)の規定による書類の提出の要求
- 二 給与規則第五十七条の四の規定による要件の具備及び扶養手当の月額の確認
 - 三 給与規則第五十七条の十一の規定による住居手当に係る届出の受理
 - 四 給与規則第五十七条の十二第一項の規定による事実の確認及び住居手当の月額
の決定又は改定並びに同条第二項の規定による住居手当認定簿への記載
 - 五 給与規則第五十七条の十五の規定による要件の具備及び住居手当の月額の確認
 - 六 給与規則第五十八条の七の規定による単身赴任手当に係る届出の受理
 - 七 給与規則第五十八条の八第一項の規定による事実の確認及び単身赴任手当の月
額の決定又は改定並びに同条第二項の規定による単身赴任手当認定簿への記載
 - 八 給与規則第五十八条の十第一項の規定による要件の具備及び単身赴任手当の月
額の確認並びに同条第二項の規定による書類の提出の要求
 - 九 給与規則第六十一条の二の規定による要件の具備の確認
 - 十 給与規則第七十三条第一項ただし書の規定による事実の確認
 - 十一 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会
規則第十号。以下この条において「通勤手当規則」という。)第三条の規定によ
る通勤手当に係る届出の受理
 - 十二 通勤手当規則第四条第一項の規定による事実の確認及び通勤手当の額の決定
又は改定並びに同条第二項の規定による通勤手当認定簿への記載
 - 十三 通勤手当規則第十九条の規定による要件の具備及び通勤手当の額の確認
- 附 則
- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄